

大阪市の情報公開

(令和4年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	2
5	出資等法人の情報公開の状況	2
6	市民情報プラザの運用状況	2
7	制度の概要	3
8	参考資料	8

1 公開請求の状況

(1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）[表 1 参照]

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和4年度の公開請求件数は全体で1,681件となっており、前年度（1,998件）と比較して317件（15.9%）減少しています。

請求方法別では、件数の多いものから順に、インターネットを利用した電子申請1,000件（59.5%）、窓口483件（28.7%）、ファクシミリ117件（7.0%）、郵送81件（4.8%）となっています。

請求者別では、個人による請求件数が1,309件（77.9%）、個人以外による請求件数が372件（22.1%）となっています。

(2) 分野別の請求状況 [表 2 及び表 3 参照]

分野別の請求状況を見ると、「福祉」の分野が207件（12.3%）と最も多く、次いで「道路・土地」の分野が201件（12.0%）、同じく「産業・経済」の分野が201件（12.0%）となっています。

2 公開請求に対する決定等の状況

(1) 情報提供による対応状況 [表 4 参照]

令和4年度の公開請求件数1,681件のうち、821件（48.8%）については情報提供により対応しています。

(2) 決定状況

ア 年度別の決定状況 [表 5 参照]

決定件数は、上記1(1)の公開請求件数から上記(1)の情報提供による対応をした件数等を除いたあとの、公開請求件数に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和4年度の決定件数は全体で1,410件となっており、前年度（1,534件）と比較して124件（8.1%）減少しています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

[公開請求の内容及び処理状況]

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0.html>

イ 実施機関（担当所属）別の決定状況 [表 6 及び表 7 参照]

実施機関（担当所属）別の決定件数としては、福祉局が142件（10.1%）と最も多く、次いで教育委員会126件（8.9%）、財政局125件（8.9%）となっています。

(3) 非公開理由別の内訳 [表 8 参照]

非公開理由としては、「第7条第1号 個人情報」が232件（35.9%）と最も多く、次いで「第7条第2号 法人等情報」が171件（26.4%）となっています。

3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

令和 4 年度において、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 49 件であり、過年度から繰越された諮問 70 件との合計は 119 件です。

令和 4 年度末の残諮問件数（令和 5 年度に繰越される件数）は 92 件となっており、その内訳は、令和 2 年度に諮問されたものが 3 件、令和 3 年度が 41 件、令和 4 年度が 48 件です。

4 審査会答申の状況

令和 4 年度は、審査会から不服申立てに対する答申が 19 件（答申第 505 号から第 523 号）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 14 件、原決定で非公開とした情報の全部あるいは一部を公開すべきと判断されたものは 4 件、文書を改めて特定し公開決定等すべきと判断されたものが 1 件でした。

各答申の内容については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

5 出資等法人の情報公開の状況

本市の外郭団体及び本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資し、若しくは出えんしている法人で、本市が設立団体である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除くものであって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）について、実施機関は、大阪市情報公開条例（以下「条例」という。）第 34 条第 1 項により出資等法人の「保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等を行うよう努めなければならない」としています。また、特に本市の出資等比率が 2 分の 1 以上である法人等における情報公開については、条例第 34 条第 2 項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、出資等法人では情報公開要綱を策定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用している場合があります。

決定状況等

令和 4 年度において、出資等法人が対象となった公開申出に対する決定件数は 15 件となっています。

内訳は、株式会社湊町開発センター 14 件、クリアウォーター OSAKA 株式会社 1 件です。

6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎 1 階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料の有償コピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売などを行っています。

利用状況 [表 10 参照]

令和 4 年度の利用者数は延べ 8,145 人となっており、前年度（延べ 8,153 人）と比較

して8人(0.1%)減少しています。

7 制度の概要

(1) 情報公開制度の確立

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和63年7月1日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)を制定し、平成13年4月1日(出資等法人の規定については、同年10月1日)から施行しました。

(2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の2原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関(条例第2条第1項)

条例に基づく情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者(水道局長)及び消防長、地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構、地方独立行政法人天王寺動物園及び大阪市住宅供給公社

イ 公文書(条例第2条第2項)

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し

た文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者（条例第 5 条）

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

オ 公開請求に対する決定（条例第 10 条から第 12 条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30 日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について 44 日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第 7 条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

(ア) 個人情報

(イ) 行政機関等匿名加工情報等

(ウ) 法人等情報

(エ) 任意提供情報

(オ) 審議・検討・協議情報

(カ) 事務事業遂行情報

(キ) 公共の安全・秩序維持情報

(ク) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第 9 条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手續（条例第 13 条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手續を整備しています。

ケ 費用負担（条例第 16 条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 審査請求（条例第 16 条の 2 から第 30 条まで）

公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

サ 情報提供施策等の充実（条例第 31 条）

(ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

(イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（条例第 32 条）

(ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。

(イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合であっても、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、非公開情報を公開しない範囲で請求の趣旨にかなう情報提供を行うものとしています。

(ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手續を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開（条例第 34 条）

(ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者等の情報公開（条例第 34 条の 2）

(ア) 本市の公の施設の指定管理者又は対象学校の指定管理法人は、当該公の施設又は対象学校の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者等に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5) 情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

昭和 62 年 4 月	「大阪市情報公開懇談会」を設置
昭和 62 年 11 月	「情報公開制度についての提言」を市長に提出
昭和 63 年 4 月	「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和 63 年 7 月 1 日施行）
平成 10 年 8 月	市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」について諮問
平成 11 年 10 月	「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」
平成 12 年 7 月	「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答申 ※答申までに、27 回の審議（うち公開審議 9 回）を行う。
平成 13 年 3 月	大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決
平成 13 年 3 月	「大阪市情報公開条例」を公布（平成 13 年 4 月 1 日施行（出資等法人については、同年 10 月 1 日施行））

平成 14 年 9 月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 14 年 10 月 1 日施行）
平成 16 年 3 月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 16 年 4 月 1 日施行）
平成 17 年 3 月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）
平成 17 年 5 月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
平成 18 年 3 月	本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月 1 日施行）
平成 23 年 2 月	特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月 1 日施行）
平成 25 年 9 月	大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月 30 日施行）
平成 26 年 12 月	大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月 26 日施行）
平成 28 年 3 月	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続を審査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 28 年 4 月 1 日施行）
同月	農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成 28 年 10 月 3 日施行）
平成 29 年 2 月	地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 29 年 4 月 1 日施行）

- 平成 30 年 3 月 交通事業の廃止に伴う整備を改正点とする「大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 平成 31 年 2 月 公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- 令和 3 年 3 月 地方独立行政法人天王寺動物園設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和 3 年 4 月 1 日施行）
- 令和 4 年 3 月 本市が設置する高等学校等を大阪府へ移管すること等に伴い、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例が廃止されることから、条例で指定管理者と同等の取扱いとしていた指定公立国際教育学校等管理法人を条例の適用範囲から除くことを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和 4 年 4 月 1 日施行）
- 令和 5 年 2 月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体に適用されることに伴い、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報とすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）

8 参考資料

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	343	26.8	327	26.1	451	23.4	494	24.7	483	28.7
郵 送	125	9.8	81	6.4	106	5.5	80	4.0	81	4.8
ファクシミリ	217	17.0	203	16.2	223	11.5	181	9.1	117	7.0
電子申請	593	46.4	644	51.3	1,150	59.6	1,243	62.2	1,000	59.5
合 計	1,278		1,255		1,930		1,998		1,681	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	815	63.8	890	70.9	1,544	80.0	1,668	83.5	1,309	77.9
個人以外	463	36.2	365	29.1	386	20.0	330	16.5	372	22.1
合 計	1,278		1,255		1,930		1,998		1,681	

表 2 公開請求件数（分野別）

分 野	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教 育	101	155	151	164	117
福 祉	110	145	178	206	207
道 路 ・ 土 地	89	119	124	122	201
環 境 ・ 衛 生	64	98	126	325	142
保 健 ・ 医 療	123	95	190	187	59
議 案	54	68	111	19	25
都 市 計 画	42	66	53	22	13
建 築	73	52	61	37	16
防 災	54	52	24	38	32
公 園 ・ 緑 地	50	51	41	28	33
地 域 振 興	35	49	39	69	16
上 下 水 道	65	44	50	30	33
河 川 ・ 港 湾	83	35	50	40	98
産 業 ・ 経 済	23	32	95	138	201
戸 籍 ・ 住 民 情 報	11	10	32	22	27
交 通	11	8	4	9	1
そ の 他	290	176	601	542	460
合 計	1,278	1,255	1,930	1,998	1,681

表 3 分野別の公開請求具体例

分 野	請求具体例
福 祉	社会福祉法人に係る事業報告書、業務委託の公募型プロポーザルに係る企画提案書
道 路 ・ 土 地	測量業務委託金入り設計書、不動産鑑定書
産 業 ・ 経 済	IRに係る検討資料、夢洲等まちづくり事業調整会議配布資料

表 4 年度別情報提供対応件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公開請求件数	1,278	1,255	1,930	1,998	1,681
うち公開条例対応件数	573	528	892	1,079	860
うち情報提供対応件数	705	727	1,038	919	821

表 5 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況						
		公 開	部 分 公 開	全 部 非 公 開	不 存 在 に よ る 非 公 開	存 否 応 答 拒 否	公 開 請 求 却 下	
							権 利 濫 用	そ の 他
平成30年度	783	142	274	13	308	4	40	2
令和元年度	683	194	253	18	192	3	23	0
令和2年度	1,074	235	218	7	586	15	10	3
令和3年度	1,534	379	254	28	852	11	8	2
令和4年度	1,410	317	302	40	736	13	0	2
直近5年計	5,484	1,267	1,301	106	2,674	46	81	9

※1 1件の公開請求に対して複数の公開決定等を行うことがあるため、公開条例対応件数と決定件数は一致しない。

※2 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 6 令和 4 年度実施機関別決定状況

実施機関名	決定 件数	決定状況						
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否応答 拒 否	公開請求却下	
担当所属名							権利濫用	その他
副首都推進局	29	13	0	0	16	0	0	0
市政改革室	13	2	1	0	10	0	0	0
デジタル統括室	18	1	8	2	6	1	0	0
総務局	63	13	17	3	30	0	0	0
都市交通局	5	0	0	0	5	0	0	0
北区役所	15	1	2	0	12	0	0	0
都島区役所	25	4	4	0	17	0	0	0
福島区役所	9	1	1	0	7	0	0	0
此花区役所	12	1	2	0	9	0	0	0
中央区役所	13	1	2	0	10	0	0	0
西区役所	12	1	1	0	10	0	0	0
港区役所	12	1	1	0	10	0	0	0
大正区役所	10	1	1	0	8	0	0	0
天王寺区役所	9	0	1	0	8	0	0	0
浪速区役所	10	0	1	0	9	0	0	0
西淀川区役所	13	1	2	0	10	0	0	0
淀川区役所	14	1	3	0	10	0	0	0
東淀川区役所	21	4	3	0	12	2	0	0
東成区役所	14	0	3	0	10	1	0	0
生野区役所	12	3	0	0	9	0	0	0
旭区役所	16	2	7	0	7	0	0	0
城東区役所	14	2	2	0	10	0	0	0
鶴見区役所	13	1	3	0	9	0	0	0
阿倍野区役所	14	1	4	0	9	0	0	0
住之江区役所	11	0	1	0	10	0	0	0
住吉区役所	12	1	3	0	8	0	0	0
東住吉区役所	19	3	2	0	14	0	0	0
平野区役所	25	4	2	0	19	0	0	0
西成区役所	21	2	7	0	11	0	0	1
政策企画室	24	1	5	0	18	0	0	0
危機管理室	9	1	0	0	8	0	0	0
経済戦略局	25	1	9	0	15	0	0	0
中央卸売市場	5	0	0	1	4	0	0	0
万博推進局	6	0	2	0	4	0	0	0
I R 推進局	74	16	18	30	10	0	0	0
市民局	34	7	7	1	19	0	0	0
財政局	125	100	9	0	14	2	0	0
契約管財局	36	12	15	0	9	0	0	0
大阪都市計画局	12	5	2	0	5	0	0	0
計画調整局	11	1	1	0	8	1	0	0
福祉局	142	13	12	0	115	2	0	0
健康局	50	10	21	0	15	4	0	0
こども青少年局	15	4	3	1	7	0	0	0
環境局	73	11	12	0	50	0	0	0
都市整備局	13	1	5	0	7	0	0	0
建設局	30	8	11	0	10	0	0	1
大阪港湾局	44	17	11	0	16	0	0	0
会計室	5	0	0	0	5	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1207	273	227	38	654	13	0	2
教育委員会	126	31	53	0	42	0	0	0
選挙管理委員会	29	8	3	0	18	0	0	0
人事委員会	5	0	0	0	5	0	0	0
監査委員	6	1	1	0	4	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	5	0	1	0	4	0	0	0
消防長	27	2	14	2	9	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	4	1	3	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市住宅供給公社	1	1	0	0	0	0	0	0
合 計	1,410	317	302	40	736	13	0	2

※1 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 7 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
担当所属名						
副首都推進局		8	39	140	36	29
市政改革室		21	11	4	18	13
デジタル統括室（旧 ICT戦略室）		5	0	5	2	18
人事室		11	4	30	30	—
総務局		20	12	12	24	63
都市交通局		3	5	3	3	5
北区役所		44	17	20	23	15
都島区役所		9	1	10	11	25
福島区役所		9	2	9	21	9
此花区役所		6	2	16	21	12
中央区役所		6	3	12	18	13
西区役所		6	2	10	19	12
港区役所		14	12	17	21	12
大正区役所		5	4	9	11	10
天王寺区役所		10	6	10	24	9
浪速区役所		11	7	10	21	10
西淀川区役所		8	3	8	19	13
淀川区役所		10	3	13	23	14
東淀川区役所		9	2	23	24	21
東成区役所		7	2	13	21	14
生野区役所		12	7	10	17	12
旭区役所		10	12	10	16	16
城東区役所		7	3	10	17	14
鶴見区役所		6	1	7	17	13
阿倍野区役所		6	3	8	23	14
住之江区役所		16	7	8	24	11
住吉区役所		6	2	9	24	12
東住吉区役所		11	4	11	14	19
平野区役所		12	5	30	64	25
西成区役所		12	5	21	23	21
政策企画室		7	14	20	24	24
危機管理室		6	8	29	9	9
経済戦略局		10	14	15	21	25
中央卸売市場		7	2	3	1	5
万博推進局		—	—	—	3	6
IR推進局		7	9	11	43	74
市民局		15	28	12	33	34
財政局		22	29	71	64	125
契約管財局		6	9	5	12	36
大阪都市計画局		—	—	—	16	12
計画調整局（旧 都市計画局）		18	9	7	19	11
福祉局		62	83	93	119	142
健康局		84	85	99	76	50
こども青少年局		14	16	9	11	15
環境局		16	39	50	270	73
都市整備局		12	19	4	13	13
建設局		48	30	28	23	30
大阪港湾局（旧 港湾局）		17	11	13	17	44
会計室		3	0	1	5	5
行政委員会事務局		0	0	1	1	0
小 計		674	591	969	1,409	1,207
教育委員会		36	53	55	78	126
選挙管理委員会		6	4	14	6	29
人事委員会		3	1	4	0	5
監査委員		10	2	1	2	6
固定資産評価審査委員会		0	0	0	2	0
水道局長		6	6	8	9	5
消防長		48	25	11	14	27
公立大学法人大阪市立大学		0	—	—	—	—
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	1	12	1	4
地方独立行政法人大阪市博物館機構		—	0	0	2	0
地方独立行政法人大天王寺動物園		—	—	—	0	0
大阪市住宅供給公社		0	0	0	11	1
合 計		783	683	1,074	1,534	1,410

※1 万博推進局については、令和4年1月からの件数

※2 大阪都市計画局については、令和3年11月からの件数

表 8 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第7条第1号 個人情報	241	240	166	193	232
第7条第2号 法人等情報	153	121	96	167	171
第7条第3号 任意提供情報	2	6	2	2	14
第7条第4号 審議・検討・協議情報	6	11	21	46	44
第7条第5号 事務事業遂行情報	62	73	56	99	160
第7条第6号 公共の安全・秩序維持情報	34	33	21	20	20
第7条第7号 法令秘情報	7	19	16	12	6
合 計	505	503	378	539	647

※1件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 9-1 不服申立ての状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過年度繰越件数	63	153	139	143	70
新規件数	125	23	23	68	49
諮問件数	188	176	162	211	119
処理件数	28	28	17	134	21
(答申数)	(13)	(14)	(11)	(18)	19
取下げ件数	7	9	2	7	6
年度末 残諮問件数	153	139	143	70	92

表 9-2 令和4年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
残諮問件数	3	41	48	92

表 10 市民情報プラザの利用状況

(単位：延べ人数)

	利用者数	窓口対応	電話対応	ビデオ
平成30年度	14,482	1,681	621	0
令和元年度	11,642	1,576	317	0
令和2年度	8,086	1,258	250	0
令和3年度	8,153	1,187	198	0
令和4年度	8,145	1,128	79	0